

令和7年度

宮津市上下水道事業  
水質検査計画



上世屋浄水場の水源

宮津市建設部上下水道課

## 水質検査計画について

宮津市では、水道の需要者の皆様に安全で安心して飲める水道水をお届けするため、河川などの水源から浄水場、家庭の蛇口に至るまで定期的に水質検査を行っています。

平成 15 年 5 月に水道水の水質基準が改正され、この改正に合わせて水質検査の内容を充実させた「水質検査計画」を策定し、需要者の皆様に対して情報提供を行うことが規定されました。この水質検査を「どの場所で」「どのような項目について」「どれくらいの頻度」で行うかを記したものが水質検査計画です。

この計画に沿って水質検査を行い、安全で安心な水道水をご利用いただけるよう、令和 7 年度水質検査計画を策定しましたのでお知らせします。

## 宮津市上下水道事業について

本市の水道事業の創設は古く、明治 44 年に創設認可を受けて給水を開始してから一世紀以上の歴史を有し、住民の生活用水や各種産業用水などへの給水を続け現在に至っており、その間に給水区域の拡張、給水人口や給水量の変更など 6 次に亘る拡張改良事業を重ね、現在設置している 25 箇所の水道事業施設により水道普及率は 99.9% に達しています。

平成 30 年 4 月には、水道事業に簡易水道事業等を統合し、一行政体一水道事業として経営の一本化と維持管理の一元化を図り、さらに令和 2 年度からは下水道事業を含め、宮津市上下水道事業として経営基盤の強化に努めている中で、これからも地域住民や本市を訪れる観光客等への安全で安心な水道水の安定供給に努めます。

### ☆記載例

#### 平成 30 年度宮津市水道事業経営統合

##### 上下水道事業施設 - 1 : 旧水道事業施設 (8 施設)

- ・滝上、皆原、滝馬、須津、文珠、栗田、新宮及び上宮津浄水場

##### 上下水道事業施設 - 2 : 旧簡易水道事業施設 (11 施設)

- ・由良、府中、国分溝尻、日置、畑、下世屋、上世屋、養老・日ヶ谷、波見谷、田原及び松尾浄水場

##### 旧飲料水供給施設 (2 施設)

- ・岩戸及び新宮(狩場)浄水場

##### 旧簡易給水施設 (4 施設)

- ・中の茶屋、辛皮、寺屋敷及び竹ノ本浄水場

# 目 次

<b>I 基本方針</b> .....	1
<b>II 上下水道事業の概要</b> .....	1
1 給水状況.....	1
2 給水区域.....	1
3 浄水施設の概要.....	1
4 水道の原水及び水道水の状況 .....	3
<b>III 水質検査項目及び検査頻度</b> .....	4
1 法令に基づく水質検査及び検査頻度 .....	4
2 本市独自の水質検査及び検査頻度 .....	5
3 臨時の水質検査.....	5
<b>IV 水質検査方法</b> .....	9
<b>V 水質検査採水地点</b> .....	9
<b>VI 水質検査計画及び水質検査結果の公表</b> .....	9
1 水質検査計画の公表 .....	9
2 水質検査結果の公表 .....	10
<b>VII 関係機関との連携等</b> .....	10

## I 基本方針

- 1 本市における水道の原水及び給水栓(蛇口)の水道水水質検査は、この水質検査計画に基づいています。
- 2 水質検査計画は、毎年度開始前に公表するとともに、水質検査結果についても公表します。

## II 上下水道事業の概要 表1参照

本市では、平成 29 年度末時点で水道事業 8 施設、簡易水道事業等 17 施設(簡易水道事業 11 施設、飲料水供給施設 2 施設、簡易給水施設 4 施設)を設置し、水道水を供給していましたが、平成 30 年 4 月 1 日より経営統合を行い、水道事業施設数は 8 施設から 25 施設となり、新たに給水区域(簡易水道事業等の統合)、計画給水人口(18,100 人)、計画給水量(12,200 m<sup>3</sup>/1 日最大給水量)としました。

### I 給水状況

表1 事業概要

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区 分	上下水道事業	備 考
施 設 数	25 箇所	
計 画 給 水 人 口	18,100 人	
現 在 給 水 人 口	16,131 人	
給 水 世 帯 数	8,177 戸	
年 間 給 水 量	2,236,718 m <sup>3</sup>	
1 日計画給水量	12,200 m <sup>3</sup>	
1 日最大給水量	10,064 m <sup>3</sup>	
1 日平均給水量	6,111 m <sup>3</sup>	

事業区分 上下水道事業：一般の需要に応じて水道により水を供給する事業(計画給水人口 101 人以上)

### 2 給水区域

- (1) 旧水道事業施設 表2参照

宮津、上宮津(小田の一部地域を除く)、栗田(新宮の一部地域を除く)、吉津地区

- (2) 旧簡易水道事業施設 表3参照

- (3) 旧飲料水供給施設 表4参照

- (4) 旧簡易給水施設 表5参照

### 3 浄水施設の概要

表2 上下水道事業施設 - I

施設名	所在地	水 源	水処理方式	備 考
滝上浄水場	宮津市字万年 439	湖沼水(如願寺川)	緩速ろ過法	
滝馬浄水場	宮津市字滝馬 130-1	伏流水(大手川)	緩速ろ過法	
皆原浄水場	宮津市字皆原 291-2	河川水(北谷川)	緩速ろ過法	(大成川)
上宮津浄水場	宮津市字小田 604-1	河川水(大手川)	急速ろ過法	
新宮浄水場	宮津市字新宮 715	河川水(足谷川)	緩速ろ過法	
栗田浄水場	宮津市字上司無番地	伏流水(大雲川)	緩速ろ過法	
須津浄水場	宮津市字須津 1234	河川水(宮川)	緩速ろ過法	
		浅層地下水	急速ろ過法	
文珠浄水場	宮津市字文珠 242-3	湖沼水(宮川)	緩速ろ過法	休止

表3 上下水道事業施設 - 2

施設名	所在地	水源	水処理方式	備考
由良浄水場	宮津市字由良 3252-1	深層地下水(第一)	急速ろ過法	
		深層地下水(第二)		
		深層地下水(第三)		
府中浄水場	宮津市字成相寺 388	河川水(真名井川)	緩速ろ過法	
		深層地下水(第三)	急速ろ過法	
		深層地下水(第四)		
		深層地下水(第五)		
		深層地下水(第六)		
国分、溝尻 浄水場	宮津市字国分 435	河川水(大橋川)	緩速ろ過法	
		河川水(三谷川)		
		深層地下水	急速ろ過法	
日置浄水場	宮津市字日置 3293	河川水(橋谷川)	緩速ろ過法	
		浅層地下水(第二)	急速ろ過法	
		深層地下水(第三)		
畑浄水場	宮津市字畑 809	河川水(畑川)	緩速ろ過法	
下世屋浄水場	宮津市字松尾 199	河川水(大谷川)	緩速ろ過法	
上世屋浄水場	宮津市字上世屋 720	河川水(溪流)	緩速ろ過法	
養老・日ヶ谷 浄水場	宮津市字日ヶ谷 456-1	河川水(石倉川)	急速ろ過法	
		河川水(藪田川)		
波見谷浄水場	宮津市字奥波見 2197	河川水(新宮川)	急速ろ過法	
		地下水(湧水)		
田原浄水場	宮津市字田原 461-1	深層地下水(第一)	急速ろ過法	
		地下水(湧水:第二)		
松尾浄水場	宮津市字松尾 119-2	地下水(湧水)	直接滅菌	

表4 上下水道事業施設 - 2

施設名	所在地	水源	水処理方式	備考
岩戸浄水場	宮津市字小田 1370-1	地下水(湧水)	上向性緩速ろ過法	
狩場浄水場	宮津市字新宮 426	河川水(宮川)	緩速ろ過法	

表5 上下水道事業施設 - 2

施設名	所在地	水源	水処理方式	備考
中の茶屋浄水場	宮津市字小田 2689 番地の2	河川水(小谷川)	緩速ろ過法	
辛皮浄水場	宮津市字小田 3032 番地	地下水(湧水)	急速ろ過法	
寺屋敷浄水場	宮津市字小田 2737 番地	河川水(第一水源)	緩速ろ過法	取水柵
		河川水(第二水源)		取水堰堤
竹ノ本浄水場	宮津市字小田 1629 番地の2	河川水(竹ノ本川)	上向性緩速ろ過法	

#### 4 水道の原水及び水道水の状況

##### (1) 原水の状況 表6、表7、表8、表9参照

原水水質の状況については、過去の水質検査データなどから各浄水場における原水水質の汚染が予測される事項を把握したうえで、これらの監視や水質管理上注目すべき項目について、定期的に検査を行い、適正な浄水処理に努めています。

表6 上下水道事業施設－1

施設名	原水に汚染が予測される事項	水質検査項目
滝馬浄水場	高速道路からの排水	油脂類等
上宮津浄水場	強雨等による高濁水の発生、災害以降の河川水質変化	濁度、油脂類等、pH値
滝上浄水場	降雨時による高濁水の発生	色度
皆原浄水場	//	濁度
須津浄水場	//	色度
新宮浄水場	有機物等	色度

表7 上下水道事業施設－2

施設名	原水に汚染が予測される事項	水質検査項目
由良浄水場	地下水	マンガン、フッ素及びその化合物
府中浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
国分、溝尻浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
日置浄水場	ゴルフ場使用農薬の散布	農薬類
松尾浄水場	湧水の直接滅菌であり、浄水施設なし	クリプトスポリジウム等

表8 上下水道事業施設－2

施設名	原水に汚染が予測される事項	水質検査項目
岩戸浄水場	地下水	pH値

表9 上下水道事業施設－2

施設名	原水に汚染が予測される事項	水質検査項目
中の茶屋浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
寺屋敷浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度、色度
竹ノ本浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度

##### (2) 水道の水質状況

水道水の水質状況については、水道法に基づき毎日検査などを行って、水道水の安全性を確認しています。

### Ⅲ 水質検査項目及び検査頻度

#### Ⅰ 法令に基づく水質検査及び検査頻度

水質検査の検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓(蛇口)とし、採水地点は、各浄水場からの系統ごとに設定します。

また、検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とします。

##### (1) 毎日検査 (水道法第 20 条第 1 項) 表 10 参照

検査は、表 10 の 3 項目の検査を、1 日 1 回行います。

表 10 毎日検査(法令に基づく水質検査)

水質検査項目	基準値
色	5 度以下
濁り	2 度以下
消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上

##### (2) 毎月検査 (水道法第 20 条第 1 項) 表 11、表 12、表 13 参照

検査は、水質基準に関する省令(以下「省令」という。)に規定する 51 項目中、省略することが出来ないとされている 9 項目の検査を毎月 1 回行います。

\*検査日 毎月実施

##### (3) 3ヶ月検査 (水道法第 20 条第 1 項) 表 11、表 12、表 13 参照

検査は、省令に規定する 51 項目中、上下水道事業施設-1 については、省略することができないとされている 12 項目とその他 3 項目の検査を、また上下水道事業施設-2 については、省略することができないとされている 12 項目とその他 9 項目の検査を年 4 回行います。

\*検査日 4 月、(7 月)、10 月、1 月に実施 (7 月実施分は、全項目検査に含んでいます。)

##### (4) 全項目検査 (水道法第 20 条第 1 項) 表 11、表 12、表 13 参照

検査は、省令に規定する 51 項目(浄水)とし、原水についても 39 項目の検査を行います。

なお、過去 3 年間の検査結果により、その濃度が基準値と比較し 1/10 以下の場合には、3 年に 1 回まで減らすことのできる項目についても、水質状況を確認するため、検査頻度を 1 年に 1 回として検査を行います。

\*検査日 7 月に実施

検査項目比較表

	毎日検査	毎月検査	3ヶ月検査	全項目検査 上段：原水 下段：浄水
	令和 6 年度	上下水道事業 3 項目	上下水道事業 9 項目	上下水道事業 15 項目(上水道-1) 21 項目(上水道-2)
令和 7 年度	上下水道事業 3 項目	上下水道事業 9 項目	上下水道事業 15 項目(上水道-1) 21 項目(上水道-2)	上下水道事業 39 項目 51 項目

※ 過去 3 年間に於ける該当事項について、基準値の 5 分の 1 以下であるときは、概ね 1 年に 1 回以上、基準値の 10 分の 1 以下である時は、概ね 3 年に 1 回以上とすることができる。

## 2 本市独自の水質検査及び検査頻度

本市独自の水質検査の採水地点は、浄水は水道法で検査が義務付けられている給水栓(蛇口)、原水は、各浄水場の取水口とします。

### (1) 水質管理目標設定項目の検査 表 11、表 14、表 15 参照

本検査は、水道法に規定された水質検査項目ではありませんが、水質管理上留意すべき項目として行政通知で示されたもので、水道水の安全性の確保等に万全を期すため、大手川水源については、表 14 に示す 26 項目及びゴルフ場を抱える世屋川水源については、表 15 に示す農薬類について年 1 回検査を行います。

また、炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物(PFAS) の代表的なペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)について、全浄水場の全水源の原水の検査を行います。

※検査日 9月に実施(ただし PFOS・PFOA の検査は7月に実施)

### (2) クリプトスポリジウム等の指標菌検査 表 11 参照

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水道原水の糞便による汚染の指標として、指標菌検査 2 項目(大腸菌・嫌気性芽胞菌)を年 4 回実施しておりますが、昨年度までの実績から一部を年 1 回に省略します。

※検査日 4月、7月、10月、1月に実施

### (3) クリプトスポリジウム等(耐塩素性病原微生物)の検査 表 11、表 16 参照

表流水等を取水場とする浄水場において、クリプトスポリジウム等の指標菌検査結果をもとに数箇所の浄水場を選定し、クリプトスポリジウム等検査を行います。

※検査日 9月に実施

表 11 水質検査項目及び検査頻度一覧表

区分	法定検査				独自検査				
	毎日検査 (3項目)	毎月検査 (9項目)	3ヶ月検査 (15、21項目)	全項目検査 (浄水:51項目) (原水:39項目) 注2	水質管理目標設定項目			指標菌検査 (2項目) 注1	クリプトスポリジウム等検査
					26項目	農薬類	PFOS及びPFOA		
上下水道 事業施設-1	浄水7箇所	浄水7箇所	浄水7箇所 (15項目)	浄水7箇所 原水8箇所	1河川の 浄水7項目 原水19項目	-	原水8箇所	指標菌検査 原水8箇所	原水1箇所
	毎日	毎月	4、7、10、1月	7月	9月	-	7月	4、7、10、1月	9月
上下水道 事業施設-2	浄水17箇所	浄水17箇所	浄水17箇所 (21項目)	浄水17箇所 原水36箇所	-	1河川の 原水16項目	原水36箇所	指標菌検査 原水36箇所	原水5箇所
	毎日	毎月	4、7、10、1月	7月	-	9月	7月	4、7、10、1月	9月

※上下水道事業施設-1 : 旧水道事業施設

上下水道事業施設-2 : 旧簡易水道施設、旧飲料水供給施設、旧簡易給水施設

注1 指標菌検査(2項目)については、過去の実績により一部を1年に1回に省略しています。

注2 原水の全項目検査(51項目)については、浄水場で使用する消毒液に影響する12項目を削除し、39項目とします。

## 3 臨時の水質検査

次に掲げる水質異常が発生したときは、直ちに臨時の水質検査を実施し、原因の究明と給水栓水の安全性が確認されるまで随時行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水道水が原因と思われる健康被害等が発生したとき。
- (4) 浄水工程または配水過程に異常があったとき。
- (5) その他水道技術管理者が必要と認めたとき。



表 12 法令に基づく水質検査項目及び検査頻度(上下水道事業施設-1)

番号	水質基準項目	基準値 (mg/L) 基1～基2及び 基48～基51除く	給水栓水の最高値 過去3年間	給水栓水検査回数(回/年)		検査計画回数 (回/年)		備考
				原則	過去3年間の検査結果から法令上想定される検査回数	給水栓水	原水	
基1	一般細菌	100個/mL以下	0	12	省略不可	12	1	
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	月1回	12	1	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4		1	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4		1	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.003	4	3ヶ月1回	4	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基8	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	4		1	1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	4		1	1	
基10	シアニ化物イオン及び塩化シア	0.01以下	<0.001	4	省略不可 3ヶ月1回	4	1	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.62	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.06	4		1	1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	4		1	1	
基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4		1	1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4		1	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン、及び トランス-1,1-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	4		1	1	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	4		1	1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4		1	1	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4		1	1	
基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	4		1	1	
基21	塩素酸	0.6以下	0.38	4	省略不可 3ヶ月1回	4		
基22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4		4		
基23	クロロホルム	0.06以下	0.031	4		4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.012	4		4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.016	4		4		
基26	臭素酸	0.01以下	<0.001	4	条件付省略不可	4		消毒用次亜塩素素使用
基27	総トリハロメタン	0.1以下	0.041	4	省略不可 3ヶ月1回	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.023	4		4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.011	4		4		
基30	ブロモホルム	0.09以下	0.011	4		4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4		4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.06	4	3ヶ月1回	4	1	
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	0	4	年1回	1	1	
基35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	27	4	年1回	1	1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基38	塩化物イオン	200以下	46	12	省略不可 月1回	12	1	
基39	カルシウム、マグネシウム等	300以下	41	4	年1回	1	1	
基40	蒸発残留物	500以下	140	4	3ヶ月1回	4	1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001	12	3年1回	1	1	藻類の発生が少ないことが 明らか期間を除く
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	12		1	1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	4		1	1	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.7	12	省略不可 月1回	12	1	
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.8	12		12	1	
基48	味	異常でないこと	異常なし	12		12	1	
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	12		12	1	
基50	色度	5度以下	4.5	12		12	1	
基51	濁度	2度以下	<0.1	12		12	1	

※1 法に基づき、水質検査を省略できない項目(21項目)

※2 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における該当事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。(水道法施行規則第15条第1項第3号)

※3 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びにその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことがあきらかな場合は省略可。(水道法施行規則第15条第1項第3号)

表 13 法令に基づく水質検査項目及び検査頻度(上下水道事業施設-2)

番号	水質基準項目	基準値(mg/L) 基1~基2及び 基48~基51除く	給水栓水の最高値 過去3年間	給水栓水検査回数(回/年)		検査計画回数 (回/年)		備考
				原則	過去3年間の検査結果から法令上想定される検査回数	給水栓水	原水	
基1	一般細菌	100個/mL以下	1	12	省略不可	12	1	
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	省略不可	12	1	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4		1	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4		1	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.004	4	3ヶ月1回	4	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.009	4		4	1	
基8	六価クロム化合物	0.02以下	0.011	4	3年1回	4	1	原則回数より強化
基9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	4		1	1	
基10	シア化物イオン及び塩化シア	0.01以下	<0.001	4	省略不可	4	1	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.1	4	年1回	1	1	
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.8	4	3ヶ月1回	4	1	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4		1	1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4		1	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン、及び トランス-1,1-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	4		1	1	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	4		1	1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4		1	1	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4		1	1	
基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	4	1	1		
基21	塩素酸	0.6以下	0.5	4	省略不可 3ヶ月1回	4		
基22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4		4		
基23	クロロホルム	0.06以下	0.049	4		4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.023	4		4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.015	4		4		
基26	臭素酸	0.01以下	<0.001	4	条件付省略不可	4		消毒用次亜塩素酸使用
基27	総トリハロメタン	0.1以下	0.069	4	省略不可 3ヶ月1回	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.028	4		4		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.018	4		4		
基30	ブロモホルム	0.09以下	0.009	4		4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4		4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.39	4	3ヶ月1回	4	1	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.12	4		4	1	
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.08	4	年1回	4	1	原則回数より強化
基35	銅及びその化合物	1.0以下	0.06	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	29	4	年1回	1	1	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.006	4		1	1	
基38	塩化物イオン	200以下	24	12	省略不可	12	1	
基39	カルシウム、マグネシウム等	300以下	86	4	3ヶ月1回	4	1	
基40	蒸発残留物	500以下	148	4		4	1	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001	12	年1回	1	1	藻類の発生が少ないことが 明らかな期間を除く
基43	2-メチルインボルネオール	0.00001以下	<0.000001	12	3年1回	1	1	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	4		1	1	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.3	12	省略不可 月1回	12	1	
基47	pH値	5.8以上8.6以下	8.4	12		12	1	
基48	味	異常でないこと	異常なし	12		12	1	
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	12		12	1	
基50	色度	5度以下	4.1	12		12	1	
基51	濁度	2度以下	1	12		12	1	

※1 法に基づき、水質検査を省略できない項目(21項目)

※2 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における該当事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。(水道法施行規則第15条第1項第3号)

※3 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びにその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことがあきらかな場合は省略可。(水道法施行規則第15条第1項第3号)

表 14 水質管理目標設定項目及び検査頻度（本市独自の検査）

目番号	検査項目	目標値 (mg/L) 23、25～28 を除く	検査回数 (回/年)	検査 種別	区分
1	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	1	原水	無機物質 ・金属類
2	ウラン及びその化合物	0.002 以下*	1	原水	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	1	原水	
4	削除	—	—	—	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	1	原水	一般有機 化学物質
6	削除	—	—	—	
7	削除	—	—	—	
8	トルエン	0.4 以下	1	原水	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	1	原水	消毒剤・ 消毒副生成物
10	亜塩素酸	0.6 以下	1	浄水	
11	削除	—	—	—	
12	二酸化塩素	0.6 以下	1	浄水	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下*	1	浄水	消毒剤
14	抱水クロラール	0.02 以下*	1	浄水	
16	残留塩素	1 以下	1	浄水	基礎的性状
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 以上 100 以下	1	原水	
18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	1	原水	色
19	遊離炭酸	20 以下	1	原水	無機物
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	1	原水	一般有機 化学物質
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 以下	1	原水	
22	有機物等(過マンガン酸消費量)	3 以下	1	原水	基礎的性状
23	臭気強度(TON)	3 以下	1	浄水	臭気
24	蒸発残留物	30 以上 200 以下	1	原水	基礎的性状
25	濁度	1 度以下	1	原水	
26	pH 値	7.5 程度	1	浄水	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上、極力 0 に	1	原水	
28	従属栄養細菌	2,000cfu/l 以下*	1	原水	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	1	原水	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	1	原水	
31	ペルフルオロオクタンスルホン(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS 及び PFOA の 量の和として 0.00005 以下 (暫定)	1	原水	

目標値の\*印は暫定値を示す。

表 15 水質管理目標設定項目（農薬類）及び検査頻度（本市独自の検査）

農番号	検査項目(農薬名)	目標値 (mg/L)	検査回数 (回/年)	用途	検査 種別
3	2,4-D ( 2,4-PA )	0.02	1	除草剤	原水
30	カルボフラン	0.0003	1	代謝物	
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	1	殺虫剤・殺菌剤	
42	ジウロン(DCMU)	0.02	1	除草剤	
45	ジクワット	0.01	1	除草剤	
50	シマジン(CAT)	0.003	1	除草剤	
55	ダイムロン	0.8	1	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	
60	チオファネートメチル	0.3	1	殺虫剤・殺菌剤	
62	テフリルトリオン	0.002	1	除草剤	
65	トリクロルホン(DEP)	0.005	1	殺虫剤	
84	フサライド	0.1	1	殺虫剤・殺菌剤	
90	プロシミドン	0.09	1	殺菌剤	
94	プロベナゾール	0.03	1	殺菌剤	
97	ペンシクロン	0.1	1	殺虫剤・殺菌剤	
100	ベンタゾン	0.2	1	除草剤	
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	1	除草剤	

※令和4年4月1日 農薬類115項目

表 16 検査項目及び検査頻度(本市独自の検査)

検査項目	目標値	検査回数 (回/年)	検査種別	備考
クリプトスポリジウム等検査	不検出	1	原水	検出、不検出により判断

#### IV 水質検査方法

法令に基づく水質検査及び本市独自の水質検査は、水質検査登録機関へ委託し、厚生労働省令等に基づいた検査方法により実施します。

なお、水質検査の精度については、原則として基準値及び目標値の1/10の値まで測定できる精度の高い水質検査を行います。

#### V 水質検査採水地点

給水栓(蛇口)の水質検査採水地点は、浄水場ごとに市内24か所を設定して検査を行います。

#### VI 水質検査計画及び水質検査結果の公表

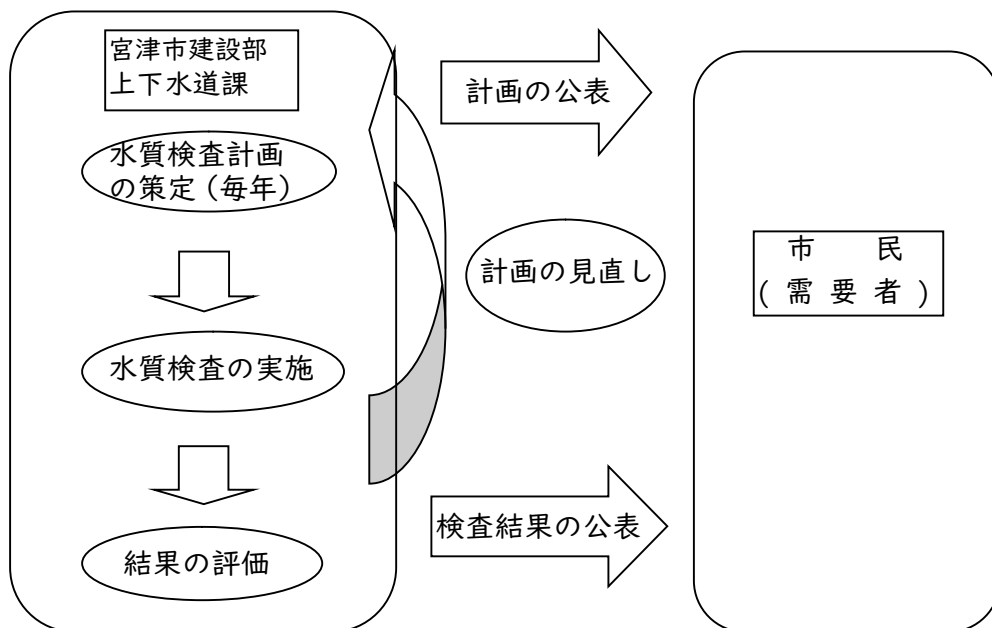
##### 1 水質検査計画の公表

水質検査計画は、毎年度作成し、当該年度開始前に公表します。

公表の方法については、宮津市のホームページに掲載する他、建設部上下水道課で閲覧方式により公表します。

## 2 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づいて実施した水質検査の結果は、宮津市のホームページに掲載する他、建設部上下水道課で閲覧方式により公表します。



## VII 関係機関との連携等

- 1 水道水が原因で健康被害等が発生した場合は、京都府建設交通部水道政策課水道行政係担当並びに京都府丹後広域振興局丹後保健所等と連携し、原因の究明と被害状況の把握に努めるとともに、当該被害の拡散防止のための迅速な広報と対応を図ります。
- 2 水源で水質汚染事故が発生した場合は、原因究明とともに関係機関と情報交換を図りながら、汚染水の取水を停止する等の措置を講じ、水質管理の徹底を図ります。

## 水質検査計画に関する問い合わせ先

宮津市建設部上下水道課

〒626-8501

京都府宮津市字柳縄手 345-1

TEL 0772-22-2121

(直通 0772-45-1637)

FAX 0772-22-2890

ホームページアドレス

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/>